



妊娠がわかったら

妊娠おめでとうございます。
安心して出産が迎えられるように、様々な支援・制度
を活用し新しい家族を迎える準備をしましょう。

妊娠がわかったら

●妊娠がわかってからの流れ

妊娠がわかったら
医療機関へ

受診

《産婦人科》
医療機関からの
指示があったら
保健センターへ

母子健康手帳交付

《保健センター》

①妊娠届

④家庭訪問事業

母子手帳と別冊

◆妊娠中に使うもの

②妊婦健康診査受診票

③妊婦歯科健康診査受診券

◆出産後につかうもの

出生連絡票 P 8

赤ちゃん医療案内手帳
先天性代謝異常等検査 P 17

乳児健康診査受診票
【3～6か月】 P 17

乳児健康診査受診票
【9～11か月】 P 17

母子健康手帳の準備をしましょう

①妊娠届と母子健康手帳交付 **要申請**

保健センターでは、妊娠届を提出した際に妊娠の経過から出産、乳幼児の健診や予防接種などお子さんが小学校に入学するまで母子の一貫した健康の記録を記入する母子健康手帳を交付しています。

【交付場所】保健センター・関宿保健センター

【持ち物】妊婦本人の保険証等本人確認可能なもの

【問合せ】保健センター ☎7125-1188

関宿保健センター ☎7198-5011



お母さんの健康のために

②妊婦健康診査

妊娠中は、必ず定期的な健康診査を受けましょう。母子健康手帳別冊の妊婦健康診査受診票(14回分)に必要な事項を記入し、健診を受ける千葉県内の医療機関に母子健康手帳と一緒に提示すると、費用の一部が助成されます。

【妊婦健康診査の受診の目安】

●妊娠初期～妊娠23週まで・・・4週間に1回

●妊娠24週～妊娠35週まで・・・2週間に1回

●妊娠36週～出産まで・・・1週間に1回



●上記の一部助成を受けられなかった方対象

妊婦健康診査費助成金交付申請 **要申請**

妊婦健康診査を野田市と委託契約をしていない医療機関で受けた場合や里帰り等で妊婦健康診査受診票の使用ができず実費を支払った場合、野田市では妊婦健康診査費の助成をしています。

【申請場所】保健センター・関宿保健センター

【持ち物】母子健康手帳・別冊妊婦健康診査受診票
領収書・印鑑(朱肉を使用するもの)
振込先の通帳

【注意】健康診査費を払った日の翌日から
1年以内の申請です。

【問合せ】保健センター ☎7125-1188

関宿保健センター☎7198-5011



《保健センター》



①妊娠届

④家庭訪問事業

母子健康手帳と別冊

◆妊娠中に使うもの

②妊婦健康診査受診票

③妊婦歯科健康診査受診券

⑤両親学級

母子等医療費助成金支給 **要申請**

妊産婦の妊娠に係る疾患(医師が認定したものに限り。出産を起因とするもので出産後2か月以内の疾患を含む。)

に対する医療費の一部を助成します。

【申請期限】申請期限は医療費を支払った日の翌日から1年以内に申請してください。

【申請場所】保健センター
関宿保健センター

【問合せ】保健センター ☎7125-1188
関宿保健センター☎7198-5011



③妊婦歯科健康診査

出産までの間に1回、市内の指定歯科医療機関で、歯科健康診査が自己負担分400円で受けることができます。

【問合せ】保健センター ☎7125-1188
関宿保健センター☎7198-5011



お母さんの安心のために

④家庭訪問事業

妊娠届を出した妊婦さんには地区の保健推進員(※1)が訪問します。また、何らかの心配のある妊婦さんには保健師または助産師が訪問しますのでご相談ください。

【問合せ】
保健センター
☎7125-1188
関宿保健センター
☎7198-5011



※1保健推進員とは…

市長から委嘱を受け、野田市の赤ちゃんからお年寄りまでが健康で明るく生活することを目的に、皆さんと保健センターのパイプ役として地域ぐるみで健康づくりをお手伝いしている人です。

体調の良い時に

⑤両親学級 **要申込み**

初めて出産を迎えるご夫婦に、育児に対しての関心を高め楽しい子育てができるよう、妊娠中の生活や育児についての講義、実習を行います。

- ・コースI《3回》
- ・コースII《1回》(お父さん向けの内容あり)

できるだけ両方の参加をお勧めします。

日程や持ち物を、参加会場へ問合せ確認後、お申込みください。

【実施会場・問合せ】保健センター ☎7125-1188
関宿保健センター☎7198-5011



こちらをご覧ください

★子どもの健康管理 P20
・市内医療機関(産婦人科)

★出産・育児サポート P10
・出産育児一時金(受取代理制度・貸付制度)